

- ・平成30年第1回帯広市議会（定例会）
- ・平成30年度予算審査特別委員会質問内容（質問者：岡坂忠志）

□3月14日（水）

【総務費】関係

1. 附属機関等の適切な運営について

帯広市は行財政運営ビジョンに基づき、32ある附属機関の情報公開を進めていますが、法律や条例に基づき設置している附属機関以外にも要綱等によって設置されている協議会等においてはどのような取扱いとなっているのか質問しました。

市としては、特に法的な規定はないが、平成27年度に作成した「附属機関等の設置及び運営に係る指針」に基づき、プライバシーの保護などの必要がある場合を除いて、原則として会議を公開することや公開の有無に関らず会議録を作成するよう努めているとの答弁がありました。

現在、国では報公開のあり方について批判が集中していますが、正しい情報を適切な時期に正確に公開することが基本となることから、適切な情報公開に努めていくよう求めました。

2. 財産利活用方針について

昨年9月の決算特別委員会での議論経過を踏まえ、「（仮称）財産利活用方針」の策定状況とその内容について質問しました。

「（仮称）財産利活用方針」は、「帯広市市有地の有効活用推進要領」として1月末に策定し、新年度から本格的運用が始まるとの答弁がありました。その具体的内容は、長年一時的な貸付に留まっている普通財産や敷地の部分的な活用に留まっている土地など、未利用や低利用の市有地の情報を集約し有効活用を図るというものです。

また、現在、帯広市が取り組んでいる「公共施設マネジメント計画」との関係性について質したところ、その計画を進めていく過程において、施設の統廃合等によって、場合によっては不用となる施設跡地等が発生することも想定されることから、当該要領を策定する背景となったことも理由として挙げられています。

これまで跡地等の活用については、廃止後に扱いを考えることが多かったと思いますが、今後は公共施設マネジメントの取り組みと歩調を合わせ、できるだけ早い段階から跡地利用を検討するため、要領では概ね3年以内に用途廃止を予定している土地や施設も調査対象としていくことが示されました。

3. 次期総合計画の策定について

次期総合計画策定に向けた来年度のスケジュールと審議会議論の考え方などについて質問しました。

答弁では、次期総合計画策定に向け、庁内検討を進めるほか、総合計画策定審議会への諮問を予定しているとのことでした。また、各分野別計画の策定作業と効果的に連携するため、各論の議論の際には、15名の委員を基本として、各分野の専門家を必要に応じて招聘するなど、より効果的かつ集中的に議論を進めていく考えが示され

ました。

私からは、現在の第6期総合計画を策定する際には、30名の審議会委員が委嘱されていたことを踏まえ、審議会における議論経過の公開と市民意見の把握に努めるよう要請しました。

4. 予算編成過程の見える化について

これまでの議会議論を踏まえ、予算編成過程の公開について、いつから実施し、どのような内容・手法で行うのか質問しました。

平成30年度予算については議会の議決後に主な事業について、各部の要求額や政策推進部の査定案、最終予算額などを中心にHPで公開することを前提に準備をすすめていると答弁がありました。

これまでも予算や決算については、総合計画の推進計画やまちづくり通信などにおいて、事業内容や政策施策評価などについて公表してきていますが、市民との情報共有をはじめ、市政や予算に対する理解や関心を高めていくためにも予算編成過程の公開は必要と考えます。

5. 市民提案型協働のまちづくり支援事業について

当該事業がスタートして10年が経過することから、事業の評価や具体的成果、事業終了後のフォローアップの考え方などについて質問しました。

特に当該事業が平成19年度に始まったことを踏まえ、市民の自主的なまちづくり活動のきっかけや団体のネットワークづくりにどのように資してきたのかを質しました。当該補助金は団体等の初動期への支援であることから、高校生によるまちづくりからシニア世代の取り組みに対して幅広く活用されており、これまで合計で126件の事業が採択され、幅広い活動が展開されているとの認識が示されました。

こうした事業への補助は、得てして補助が終了すると事業も戻つぽみになりがちなことから、補助期間終了後の事業継続に向けたフォローアップが大切です。財政面だけではなく様々な側面から支援していくことが必要であり、そのための相談体制の充実や情報発信などに努めるよう求めました。

【職員費】関係

1. 会計年度任用職員について

地方公務員法と地方自治法の一部改正により、平成32年4月からスタートする「会計年度任用職員」制度の運用に向けた検討状況等について質問しました。

会計年度任用職員は、これまで法の谷間に置かれていた自治体で働く非常勤職員の処遇改善を図るために創設された新たな制度であり、フルタイムで働くことのできる非常勤職員として法律上初めて明確化されました。帯広市で働く非常勤職員の任用の根拠は地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の非常勤職員となっていますが、今後はこの条項に基づく任用は専門的な知識・経験を有する者に厳格化されます。

現在、帯広市では、実態調査を進めており、その結果を基にして会計年度任用職員

の給与制度や勤務条件、再度任用の取扱いなどを検討している段階です。平成32年4月からの円滑な制度導入に向けては、平成30年度中に制度の骨格を決める必要があることから、今後、職員団体等の交渉を経ながら、制度の趣旨である非常勤職員の処遇改善が図られるよう取り組みの強化が求められています。